

健 第 7 7 1 号
令和4年8月30日

(公社) 岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部長

令和4年度「結核予防週間」について（依頼）

結核予防対策の推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年9月24日から9月30日までの一週間を「結核予防週間」と定め、結核に対する意識のさらなる高揚を図るため、全国一斉に結核予防運動が行われます。

つきましては、本年も別添実施要領に基づき各種行事を実施したいと存じますので、御協力いただくとともに、結核予防週間の趣旨の周知徹底につきまして格別の御尽力をいただきますようお願いいたします。

【担当者】

岡山県保健福祉部健康推進課

感染症対策班 友次

電話：086-226-7331

FAX：086-225-7283



令和4年度岡山県結核予防週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では、地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるように努めなければならない旨が規定されている。また、平成28年度に改正された結核に関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第72号）においても、結核に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及等の重要性が規定されている。岡山県においては、年間180人余りの新登録結核患者が発生しており、関係機関との十分な協力の下で対策を推進する必要がある。

今後、結核予防対策の一層の推進を図るためには、より多くの方々に結核に関する正しい知識を深めていただくことが重要であることから、結核予防週間を契機として、県民に対する正しい理解及び結核の早期診断・早期治療につながる知識の普及をさらに推進することとする。

2 主 催

岡山県、岡山市、倉敷市、岡山県教育委員会、岡山県市長会、岡山県町村会、
（公社）岡山県医師会、岡山県愛育委員連合会、（公財）岡山県健康づくり財団

3 後援予定

（一社）岡山県病院協会、（公社）岡山県看護協会、（公社）岡山県診療放射線技師会、
（一社）岡山県臨床検査技師会、（一社）岡山県労働基準協会、岡山県栄養改善協議会、
岡山県環境衛生協会、岡山県学校保健会、岡山県小児保健協会、岡山労働局、
岡山県国民健康保険団体連合会、（一財）岡山県社会保険協会、
（公財）岡山県生活衛生営業指導センター、（公財）岡山県老人クラブ連合会

4 実施期間

令和4年9月24日（土）～9月30日（金）まで

5 重点目標

- （1）県民の結核に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織などを通じて、より一層の普及啓発を図る。
- （2）集団感染防止対策として、学校、事業所、医療機関、福祉施設等の関係者に対する結核の正しい知識の普及等に努める。

6 結核予防週間中の標語

今後国において決定予定

参考：令和3年度の結核予防週間における標語

『結核は、過去の病じゃありません』

その他、実施機関によって適宜作成するものとする。

7 実施行事等

(1) 啓発資材の配付

(公財) 結核予防会が作成するポスター・リーフレット等を関係機関に配布し、検診、予防接種及び有症状時の医療機関受診の重要性の周知を図る。

(2) 諸集会の開催

結核予防活動を進める愛育委員、市町村職員等を対象に、この週間を契機として、研修会等を地域で実施するとともに、一般の人々の集まる機会をとらえて、リーフレット等を用いて啓発活動を行う。

(3) 児童・生徒への結核の知識の普及

県内の小中学校、高等学校において学校行事や学級指導等を通じて児童・生徒に対し結核の正しい知識の普及を行う。

(4) マスメディアによる普及啓発活動

ラジオや広報紙等を活用して、広く県民に対して結核の正しい知識の普及を行う。

8 週間中に用いる資材

(1) ポスター

(2) 受診勧奨パンフレット 等

(写)

厚生労働省発健 0729 第 29 号

令和 4 年 7 月 29 日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区长

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和 4 年度結核予防週間の主催について（依頼）

標記について、9 月 24 日（土）から 9 月 30 日（金）までの一週間を「結核予防週間」と定め、別紙「令和 4 年度結核予防週間実施要領」により実施し、国民の結核に対する意識の更なる向上を図ることとしたいので、主催者として参画いただくとともに、結核予防週間の趣旨の周知徹底について御協力をお願いします。

また、本週間の一環として実施された行事等を把握したいので、同封した別添様式により調書を作成の上、11 月末日までに健康局結核感染症課宛て御報告願います。その際、参考となる資料がございましたら同封願います。結核予防週間における行事等の実施がない場合につきましても、その旨を御報告願います。

(写)

令和4年度結核予防週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。また、平成28年度に改正された結核に関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第72号）においても、結核に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及等の重要性が規定されている。

今後、結核予防対策の一層の推進を図るためには、より多くの方々に結核に関する正しい知識を深めていただくことが重要であることから、令和4年度においても「結核予防週間」を設け、広く国民に対して普及啓発を行うものとする。

2 主 催（案）

厚生労働省、都道府県、保健所設置市、特別区、公益社団法人日本医師会、公益財団法人結核予防会及び公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会

3 後 援（案）

文部科学省、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、公益財団法人日本学校保健会、公益社団法人国民健康保険中央会、健康保険組合連合会、一般社団法人生命保険協会、全国地域婦人団体連絡協議会、公益社団法人日本診療放射線技師会、公益社団法人日本看護協会、公益財団法人健康・体力づくり事業財団、特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本、公益社団法人全国老人保健施設協会及び公益社団法人日本精神科病院協会

4 実施期間

令和4年9月24日（土）から9月30日（金）まで

5 重点目標

国民の結核に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織等を通じて、より一層の普及啓発を図る。

6 結核予防週間における標語

8月中旬頃決定予定

参考：令和3年度の結核予防週間における標語

『結核は、過去の病じゃありません。』

その他、実施機関によって適宜作成するものとする。

7 実施行事等（例）

（1）結核予防週間の周知（各主催団体）

結核予防週間のポスターを作成し、関係各機関へ配布するほか、電車・バス内での広告、懸垂幕、電光掲示板等により国民一般に対して結核予防週間の周知を図る。

（2）資料の配布（各主催団体）

結核に対する関心を高めるため、関係各機関等に結核予防のためのパンフレット、リーフレット等を配布する。

（3）講演会、講習会等の開催（各主催団体）

結核予防活動を推進するため、関係団体を中心とした地区組織の拡充強化を図るとともに、各地において講演会、講習会、パネル展等を開催する。

（4）児童・生徒への結核の知識の普及（各主催団体）

結核の正しい知識を児童・生徒に普及するため、全国の小中高等学校において学級活動、学校行事等を通じて指導するよう、文部科学省の後援により呼びかける。

（5）街頭啓発活動の実施（各主催団体）

結核予防週間の周知と国民一般の結核に対する関心を喚起するため、結核予防を周知する語句の入った風船、広報ポケットティッシュ等を手渡すなどして結核予防思想の普及を図る。

（6）報道機関等との連携（各主催団体）

全国の主要な報道機関にリーフレット等の広報資料を配付し、結核予防週間の周知、行事の取材等を依頼する。

広報誌、関係機関誌等に結核予防に関する記事が掲載されるよう積極的に依頼する。

（7）その他

上記のほか、各種集会の開催など各地域で適宜結核予防週間の趣旨に沿った行事を行う。